

> 研究費の不正使用に係る通報窓口

本学教職員から架空発注や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、「部局事務部」または「監査室」にご相談をお願いします。

大阪大学 監査室

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-1

TEL : 06-6879-4071

FAX : 06-6879-4074

email : kansatsuuhou@ml.office.osaka-u.ac.jp

http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi/tuho



> 通報の受付方法

- 電話、電子メール、FAX、郵送または面会により受付しています。
- 受付時間：8時30分～12時15分、13時～17時15分
※ただし、土・日・祝及び年末年始（12月29日～1月3日）、その他休業日の期間は業務を行っておりません。

> 通報に当たっての留意事項

- 原則として、通報者の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の具体的内容が明示されたものを受付しています。
- 匿名による通報があったときは、研究者等の不正使用の具体的内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に受付しています。

> 通報者の保護等

- 通報者は、氏名の秘匿を希望することができます。
- 通報による秘密は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律により守られます。
- 通報者は受付後においても、氏名、所属及び連絡先等の秘匿を希望することができます。
- 通報者本人の許可なく氏名等を公表することはありません。
- 通報したことを理由に、本学から不利益な取扱いを受けることはありません。

編集・発行 大阪大学不正使用防止計画推進室
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-1
TEL : 06-6879-4340

平成27年4月改訂

大阪大学は研究費の不正使用に厳格に対応し不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

STOP!

研究費不正

品名替

預け金

不正行為（預け金、品名替）に対しては、一定期間取引を停止することになりますのでご注意ください。

 大阪大学

STOP! 研究費の不正使用!

大阪大学では、研究費の不正使用に関して、
厳しく取り締まっておりますので、ご協力をお願いします!!

> 研究費の不正使用とは

本学教職員からの依頼により、実態を伴わない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして大学に提出して、不正に研究費を支出させることです。

【預け金及び品名替】

- ・預け金：架空の発注・納品により支払われた研究費を取引先に管理委託することです。
- ・品名替：取引事実と異なる品名に書き換えた書類を大学に提出することです。

> 不正行為に対する処分

不正行為に対しては、その内容に応じて、一定期間取引を停止することになってしまいますので、本学の教職員からの依頼であっても虚偽の書類の作成は絶対にされないようご協力をお願いします。

不正行為をした場合の取引停止期間
3ヶ月以上
24ヶ月以内

> 本学との取引における留意事項

- ・教員の発注権限は、「1日1業者様あたり50万円未満」までとなっています。50万円以上の調達は、事務部門が発注を行っていますので、教員から直接受注されませんようお願いいたします。
- ・1件の調達として取引すべきものを意図的に契約金額を50万円未満に分割して処理することは、認められません。
- ・教員が発注した購入物品は、原則として各部局の「事務部門」で納品事実の確認を受けていただく必要があります。
- ・納品書には、必ず納入日付を記入の上、物品と併せて納入願います。
- ・教員より直接返品があった場合は、「部局事務部」にご一報願います。

> 納品検収の流れ

